

2020（令和2年）

造園協便り

4. 5. 6月

第199号

一般社団法人 秋田県造園協会

今年度の日造協秋田県支部並びに造園連秋田県支部の通常総会につきましては、新型コロナウイルスの拡大に伴う緊急事態宣言を受けて、会員の皆様の健康・安全の観点から書面表決による開催とさせていただきます。

I（一社）日造協秋田県支部通常総会について

議 案：議案第1号 平成31年度（令和元年度）事業報告の承認について
議案第2号 平成31年度（令和元年度）収支決算の承認について
議案第3号 役員を選任について

報告事項：（1）令和2年度事業計画について
（2）令和2年度収支予算について
（3）総会議決事項の委任について
（4）その他

結 果：すべての議案について、会員全員の賛成をもって可決されました。

なお、役員改選の結果、次の方々が役員になりました。
令和2年度～3年度（2年間）よろしくご指導願います。

支 部 長	鈴木和男氏 ((株)香楽園)	
副支部長	松本昭広氏 ((株)松本造園土木)	
〃	正木孝輝氏 (エコシビル(株))	就任
幹 事	佐藤 榮氏 (手形造園土木(株))	
〃	加藤 薫氏 (桂造園土木(株))	
〃	玉尾重秋氏 ((有)玉尾造園土木)	
〃	佐々木創太氏 (むつみ造園土木(株))	
〃	木村昭彦氏 ((株)木村造園)	
〃	内山正博氏 (かつら造園建設(株))	新任
監 事	酒井利明氏 (アルファグリーン(株))	
〃	柴山貞則氏 (秋田造園土木(株))	新任

Ⅱ (一社) 造園連秋田県支部通常総会について

議 事：議案第1号 平成31年度(令和元年度)事業報告の承認について
 議案第2号 平成31年度(令和元年度)収支決算の承認について
 議案第3号 役員を選任について

報告事項：(1) 令和2年度事業計画について
 (2) 令和2年度収支予算について
 (3) 総会議決事項の委任について
 (4) その他

結 果：すべての議案について、会員全員の賛成をもって可決されました。

なお、役員選任の結果、次の方々が役員になりました。

令和2年度～3年度(2年間) よろしくお願ひします。

支 部 長	松本昭広氏 ((株)松本造園土木)	就任
副支部長	佐藤 榮氏 (手形造園土木(株))	就任
〃	柴山貞則氏 (秋田造園土木(株))	
理 事	鈴木和男氏 ((株)香楽園)	
〃	佐々木大氏 ((有)ササヤス)	
〃	須藤純氏 ((有)翠松園)	新任
監 事	木村昭彦氏 ((株)木村造園)	
〃	柴田敏和氏 (古河林業緑化(株))	就任

協会関連行事

4月 6日 (月)	第3回理事会	林泉会館 (書面表決)
4月22日 (水)	日造協総支部長・支部長合同会議	広島市 (中止)
4月23日 (木)	日造協決算監査、幹事会	林泉会館 鈴木支部長他
	造園連決算監査、理事会	林泉会館 佐藤支部長他
4月25日 (土)	緑の募金街頭キャンペーン	秋田市 (中止)
4月	林業トップランナー養成研修会開講式	秋田市 (規模縮小)
5月15日 (金)	日造協秋田県支部通常総会	林泉会館 (書面表決)
	造園連秋田県支部通常総会	林泉会館 (書面表決)
5月22日 (金)	第2回企画・技術委員会	林泉会館 佐々木委員長他
5月26日 (火)	日造協東北総支部通常総会	仙台市 (書面表決)
5月29日 (金)	東北地区緑化団体協議会通常総会	仙台市 (書面表決)
5月	第1回水と緑の森づくり基金運営委員会	秋田市 (中止)
6月15日 (月)	造園連通常総会	東京 (書面表決)
6月18日 (木)	第3回企画・技術委員会	林泉会館 佐々木委員長他
	第4回理事会・運営会議合同会議	林泉会館 会長他
	森と水の協会通常総会	秋田市 (書面表決)
6月19日 (金)	秋田県緑化推進委員会助成事業審査会	秋田市 事務局
6月23日 (火)	日造協通常総会	東京 (書面表決)

7月以降の行事予定

7月10日 (金)	日造協事務局連絡会議 (東京) (延期)	
11月13日 (金) ~ 16日 (月)	技能五輪全国大会	愛知県
7月頃	造園技能検定試験・受験準備講習会 (中止)	
7月頃	2020あきた水と緑の森林祭 (能代市) (中止)	

お知らせ

☆ 県からのお知らせについて

○秋田県建設部より

- ・ 建設工事の予定価格事後公表のモデル的試行について (4/1)
- ・ 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準及び秋田県検閲工事入札参加者指名停止基準の運用基準の一部改正について (4/6)
- ・ 建設産業担い手確保育成支援事業の募集について (4/10)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について (4/10)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る秋田県緊急事態措置を踏まえた対応について (4/21)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について (4/23)
- ・ 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について (4/23)
- ・ 令和元年度建設工事下請負等実地調査の結果について (4/27)
- ・ 秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく運用基準についての一部改正について (5/7)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について (5/11)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る秋田県緊急事態措置等の延長を踏まえた対応について (5/11)
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための協力要請等について (5/19)
- ・ 緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について (5/22)
- ・ 緊急事態措置を実施すべき区域の変更 (令和2年5月21日)に伴う工事及び業務の対応について (5/28)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について (5/26)
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたお願いについて (6/2)
- ・ 若手社員を対象とする2級施工管理技士学科試験対策講座の受験生の募集について (6/3)
- ・ 国土交通省直轄工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底に係る解釈について (6/15)
- ・ 秋田県電子入札システムの新方式 (脱 Java) への移行について (6/16)

○秋田県農林水産部より

- ・ 令和2年度農薬危害防止運動の実施について (5/28)

○秋田労働局より

- ・令和2年度における林業の安全衛生対策の推進について（4/1）
- ・令和2年度における建設業の安全衛生対策の推進について（4/21）
- ・企業の働き方改革の推進と人材確保に向けた取組を支援する「秋田働き方改革推進支援センター」の活用促進に（5/19）
- ・令和2年度「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について（5/19）
- ・事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件について（5/22）

新会員プロフィール

4月6日付けで賛助会員が入会しましたのでご紹介します。

- ◆会社名：株式会社門脇木材 代表取締役 門脇桂孝
- ◆住所：秋田県仙北市田沢湖卒田字柴倉135
- ◆TEL：0187-44-2942 FAX：0187-44-3287



☆ 秋田県電子入札システムの新方式（脱Java）への移行について

Oracle社が提供する電子入札専用JRE8のサポート終了に伴い、令和2年9月に秋田県電子入札システムの接続方式が新方式に切り替わります。

次の事項に留意して、令和2年8月末までにアプリケーションの更新作業を忘れずに行ってください。

1. 更新情報については秋田県電子入札システムの「システムに関する新着情報」をご確認ください。
2. アプリケーションの配布と更新方法は、電子入札に利用されているICカード発行元の民間認証局より順次アナウンスされておりますので、ご確認の上アプリケーションの更新作業を実施してください。

【注意事項】

- ・アプリケーションの更新作業を実施しない場合、新方式に切り替わった秋田県電子入札システムを利用することができません。
- ・更新作業後は、各発注機関の切り替えを意識することなく電子入札システムが利用できます。
- ・民間認証局、発注機関の問合せ窓口の混雑が予想されますので、早めの更新作業をお勧めします。

☆ 造園連みどり福祉制度について

「みどり福祉制度」は昭和51年、福祉対策のひとつとして、組合員間の福祉の向上を助け、親睦をはかるために発足しました。昭和54年には規定も大きく改正され、組合員だけでなく、「配偶者給付金」「造園業あとつぎ結婚祝金」のように、給付対象者が家族まで広がり、現在まで多数の組合員の方々に給付されています。

造園連の組合員であれば給付対象になりますので、該当される方は秋田県支部への速やかな手続きをお願いします。

- 【給付内容】
- ①死亡給付金（3万円及び額入感謝状謹呈）
 - ②配偶者死亡給付金（1万円）
 - ③災害見舞金（1万円）
 - ④入院見舞金（1万円）
 - ⑤結婚祝金（2万円）
 - ⑥造園業あとつぎ結婚祝金（2万円）
 - ⑦事業継承勇退（記念品）

☆ 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」について

厚生労働省から造園を含む建設業等の労働災害事故の中で最も多い、「墜落・転落事故」防止に向けた施策が発表されました。従来の安全帯という名称が「墜落制止用器具」に変更されたほか6.75m以上の高所で作業する際は、フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務付けられることとなりました。

詳しくは、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212834.html>

※造園連の会員の方は、造園連ホームページの「組合員プラザ」の官公庁からのお知らせからもダウンロードできます。

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します

「安全帯」の名勝を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

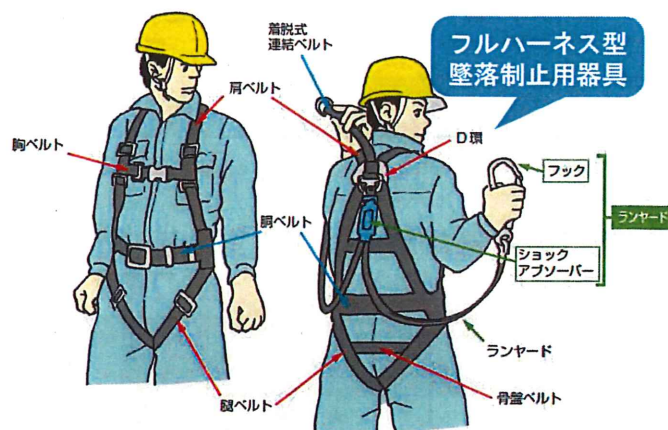
	安全帯	→	墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	→	胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）	×	×
③	ハーネス型（一本つり）	→	ハーネス型（一本つり）

※②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

墜落制止用器具はフルハーネス型原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達する恐れのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

（※現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）使用できるのは2022年1月1日までとなります。）



◎ 造園用フルハーネス型墜落防止用器具の予約開始



フルボディーハーネスセット

造園用フルハーネス型墜落防止用器具が労働安全衛生規則の墜落制止用器具の規格による強度試験に合格し、販売することが可能になりました。

この製品は墜落防止用器具としてだけでなく、胴ベルト型ワークポジショニング作業用の伸縮装置付ランヤードによるU字吊り作業にも使用できます。

なお、現在は（一社）日本造園建設業協会会員を優先した会員制ログインシステムで予約販売していますが、8月1日より一般販売されます。

販売価格については、一般価格が会員価格より1～5%高くなるようです。

購入希望の方は販売元に直接申込みください。[\(http://shop.kousinen.com/\)](http://shop.kousinen.com/)

3. 「安全衛生特別教育」が必要です

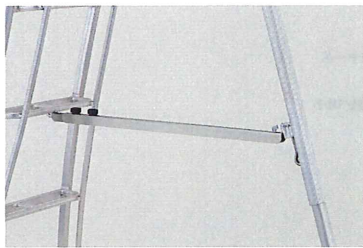
以下の労働者は、特別教育（学科 4.5 時間、実技 1.5 時間）を受けなければなりません。

- ・ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは高さが 2m 以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。

☆ 三脚の安全使用後付金具の取付の義務化について

今後は、すべての三脚に 75 度以下に保つ後付金具を取り付けて、使用しないと労働安全衛生規則（第 528 条）違反に問われる可能性もあります。



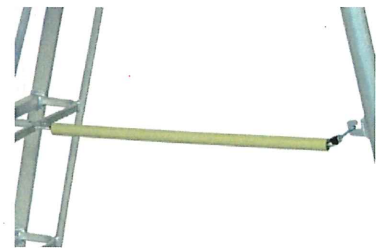
長谷川工業

「GSC-240T 閉じ止め金具」



ハラックス

「用心棒」



ピカコーポレーション

「GM-FS たたまれ止めパイプ」

☆ チェーンソーを用いた伐倒作業について

平成 31 年 2 月 12 日に伐木等作業に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、8 月 1 日から一部が施工されています。

主な改正内容は、

- (1) チェーンソーによる伐木等業務に関する特別教育について、伐木の直径等（大径木・小径木）で区分されていた特別教育を統合し「造材の方法」及び「下肢の切創防止用防護衣の着用」を追加して特別教育の講習時間（学科と実技）を現行の 16 時間から 18 時間へ 2 時間増加する。
- (2) 伐木作業等における危険を防止するための規定を次の通り強化する。
 - ① 伐木作業において、受け口を作るべき立木の対象を胸高直径が 40cm 以上のものから 20cm 以上に拡大する。
 - ② かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、かかり木の処理における禁止事項を規定する。
 - ③ 伐木作業において、高さの 2 倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

④チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に、下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付ける。

等である

令和2年8月1日からは、チェーンソーの新たな特別教育が施工されます。この特別教育は、新たにチェーンソーの資格を取得される方だけでなく、現在、チェーンソーを使った作業に従事している方全員が対象となるので注意して下さい。

現在取得している方は、特別教育の終了区分に応じて一部の受講が免除される「補講」を受講して下さい。補講は林災防の各支部や建機関係の講習機関で開催されています。

補講受講の期限は令和2年7月31日までなので、忘れずに受講して下さい！！

☆ 県造協のホームページにもいろいろな情報が載っていますので、ぜひご覧ください！！

<http://akita-kenzokyo.com/>